

一人親方等との取引に関する 新しい法律のお知らせ



「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されました。この法律は、フリーランス(一人親方など)が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスと取引先企業(事業者)などの発注事業者の間の取引の適正化及び②フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とするものです。

法律の概要

発注事業者※1からフリーランス※2への「請負契約」(事業者間取引)において、次のような義務が生じます。

- ※1 「発注事業者」…一人親方や BIM オペレーターといったフリーランスと取引を行う企業や法人、または個人の事業主で、従業員を使用する事業者が対象。
- ※2 「フリーランス」…個人の事業主であり、従業員を雇用していない人が対象。「従業員を使用している」「消費者(個人の施主)を相手に取引をしている」場合は、該当しません。

◎取引条件の明示

契約内容として、業務内容、報酬額、支払期日、作業場所、契約期間などを明記し、契約書や書面(電子記録を含む)でフリーランスと共有する必要があります。

◎報酬支払いの規定

フリーランスへの報酬は、物品の受領や役務の提供を受ける日から数えて60日以内のできるだけ早い日に支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う必要があります。

◎不当行為の禁止

1か月以上の業務委託において、報酬の減額、受領拒否、返品、購入の強制、不当な変更指示など、フリーランスに不当な不利益を与える行為は禁止されています。

◎育児・介護等への配慮

6か月以上の業務委託において、フリーランスからの申出があった場合、育児や介護と両立できるよう納期や作業時間の調整について配慮を行う必要があります。

◎ハラスメント防止

フリーランスに対するセクハラ、パワハラ等を防ぐため、相談窓口の設置や社内体制の整備が求められます。

建設企業では、フリーランス(一人親方など)に対する取り組みが遅れています。



フリーランス新法の周知

～法律の内容を知らない割合～



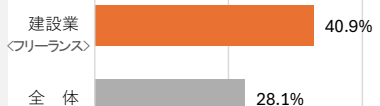
取引条件の明示

～取引条件を示されなかった割合～



報酬の支払い規定

～報酬を減額されたことがある割合～



ハラスメント対策の遅れ

～ハラスメント相談窓口がないか、設置されていた業務契約の方が少なかった割合～



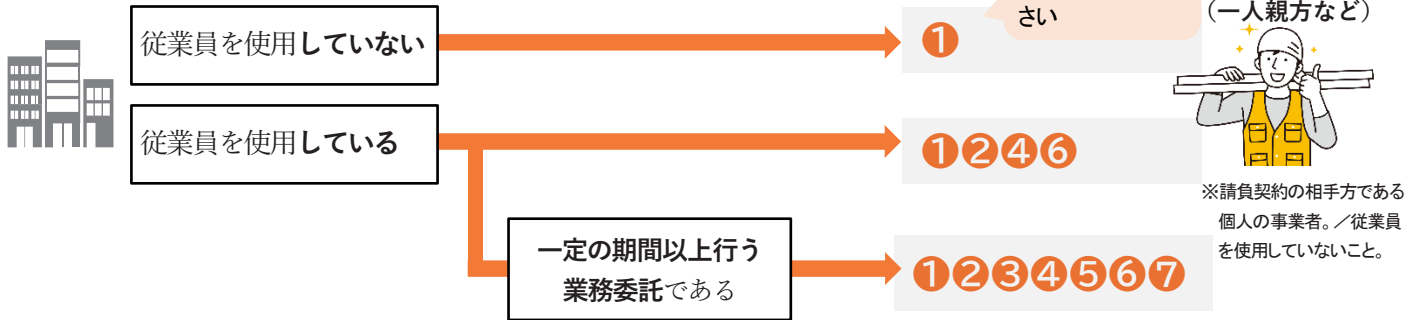
フリーランス取引の状況についての実態調査
(R6.10.18 公正取引委員会、厚生労働省)

詳しくは次頁をご覧ください

建設業における法律の概要

発注事業者(工務店等)のフリーランス(一人親方など)に対する義務は、その発注事業者が満たす要件に応じて内容が異なってきます。

◎発注事業者(工務店等)別にみたフリーランスに対する義務



義務項目	具体的な内容	備考
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称(屋号)」「請負契約をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」	建設業法では…「工事内容」「請負代金の額」「着手及び完成の時期」「検査の時期及び引き渡しの時期」「支払の時期及び方法」他計16項目(建設業法第19条)
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと	建設業法では…「発注者から払いをうけてから1か月以内、かつできるだけ短い期間内」(建設業法第24条の3)
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し	建設業法では…「不当に低い請負代金の禁止(第19条の3)」「不当な使用資材等の購入強制の禁止(第19条の4)」「不利益取扱いの禁止(第24条の5)」
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ●虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ●内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと	業務の内容、場所、期間や報酬、材料費等の諸経費などの募集情報を表示する際には、虚偽や誤解のないようにすること等が必要。
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるように、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。	(例)子どもの保育園送迎のため、現場の始業時間を午前9時ではなく午前10時こしてはまいと依頼に対し、施工スケジュールを調整し、他の作業員と時間帯を分けるなどして対応。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など	セクハラ、マタハラ、パワハラなどへの措置。すでにある従業員向けの相談窓口をフリーランスも利用できるようにすることで対応可能。
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ●原則として30日前までに予告しなければならないこと ●予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと	民法では…完成前に発注事業者の都合で解除した場合「完成部分の割合に応じた請負代金の支払い義務(第634条第2号)」「請負人に発生する損害を賠償する義務(第641条)」を負う。

- 行政機関は、発注事業者が法律に違反した場合は、勧告を行い、勧告に従わない場合には、命令・公表をすることができます。命令違反等をした場合には50万円以下の罰金等が課されます。
- 建設業では「建設業法」で一人親方の請負契約を含めた規定等が定められています。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)までお問合せください